

(証券コード8006)
2022年6月7日

株 主 各 位

千葉県船橋市宮本四丁目18番6号
ユアサ・フナシヨク株式会社
代表取締役社長 山 田 共 之

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県船橋市本町1丁目10番10号
船橋商工会議所会館6階（大ホール）
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

【新型コロナウイルス感染拡大防止につきましては次項をご参照ください。】

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.yuasa-funashoku.com/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ】

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の安全を最優先に、株主総会を以下のとおり開催させていただきます。何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

◎株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り郵送により議決権を事前行使いただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。

◎ご来場の株主様は、会場にてマスク着用、アルコール消毒、検温のご協力をお願い申し上げます。

◎会場の座席は、間隔を拡げた配置とさせていただくことから、ご用意できる席数が限られ、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。

◎**昨年に引き続き、株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。**

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策のひとつと考えており、業績や財務状況を勘案し安定的な配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の経営環境等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき70円 総額314,538,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（ 削 除 ）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p>
(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
の ざわ つとむ 野 澤 務 (1955年10月14日生)	1978年 4月 株式会社千葉銀行入行 2006年 6月 同行執行役員 2008年 6月 同行常務執行役員 2009年 6月 同行取締役常務執行役員 2011年 6月 ちばぎんコンピューターサービス株式会社 取締役社長 2012年 6月 株式会社千葉銀行常勤監査役 2016年 6月 当社社外監査役	一株
補欠監査役候補者とした理由 野澤務氏は、金融機関における長年の経験と豊富な知見を有しており、かつ監査役としての経験もあり、当社の健全な経営に資すること、中立、公正な視点から監査等を行うことができると判断したため、補欠監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 野澤務氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出され、景気の回復は思うように進まない状況が続きました。後半に入り感染拡大が落ち着いてきたことで、経済活動は正常化に向かっていましたが、1月以降もオミクロン株の流行による自粛傾向が続くなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品流通業界におきましては、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の解除により、外食業界の持ち直しの動きが見られるなか、輸送コストや原料高騰に伴う家庭用商品の値上げが相次ぐなど、個人消費回復へのマイナス要素の影響も大きく、企業間競争は引き続き厳しい状況となりました。

ビジネスホテル業界におきましては、国内の新規感染者数が低水準にとどまり、イベント等における制限が緩和され人の流れも増加傾向に推移しましたが、新たな変異株への対応により、訪日外国人の大幅な減少が持続するなど、宿泊需要の十分な回復が見込めない環境が続きました。

このような状況のなかで、当社グループは引き続き、地域に密着した営業を展開するとともに、商事部門では物流の効率化、ホテル部門ではお客様と従業員の安全を確保するなかで営業を継続してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,098億97百万円（前年同期は1,088億53百万円）、営業利益は6億53百万円（前年同期は営業損失73百万円）、経常利益は10億20百万円（前年同期比311.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億36百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2億77百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細は、28ページ「連結注記表2. 会計方針の変更に関する注記（1）収益認識に関する会計基準等の適用」をご覧ください。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

事業部門別セグメントの概況は次のとおりであります。

商事部門

商事部門につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や消費者の節約志向が続くなか、価格競争の激化、物流コストの上昇等、依然として厳しい事業環境となりました。

このようななかで、商品供給を的確に行うとともに、新規取引の獲得、新商材の提案などを積極的に行ってまいりました。

部門別の売上高は、食品では、菓子が低調に推移しましたが、加工食品、砂糖が製品価格の上昇などにより順調に推移し増収となりました。業務用商品では、小麦粉、油脂、燃料の販売価格が上昇し、また食材の順調な推移などにより増収となりました。飼料畜産では、飼料は養豚、養鶏の生産者向け販売数量が減少したものの販売価格が上昇し増収となりました。畜産は成豚集荷頭数が堅調に推移しましたが、枝肉の販売数量が低調となり減収となりました。米穀では、玄米の販売数量が増加しましたが、精米、玄米の相場下落により減収となりました。

その結果、商事部門の売上高は1,084億47百万円（前年同期は1,076億5百万円）、営業利益は19億36百万円（前年同期比35.0%増）となりました。

収益認識会計基準等の適用により、売上高は31億4百万円減少しております。

ホテル部門

ホテル部門につきましては、新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言解除後、新規感染者数も減少傾向で推移するなか、人の移動制限や各種イベント自粛も緩和されるなど、一般レジャー客を中心に多少の回復がみられ増収となりました。

その結果、ホテル部門の売上高は12億29百万円（前年同期は10億34百万円）、営業損失は7億48百万円（前年同期は営業損失9億27百万円）となりました。

収益認識会計基準等の適用により、売上高は1億52百万円減少しております。

なお、前連結会計年度においては、緊急事態宣言の発出に伴い固定費（人件費、地代家賃、減価償却費等）3億53百万円を特別損失に計上しておりますので、特別損失を加えた前年同期の損失は12億81百万円でした。

不動産部門

不動産部門につきましては、賃貸料収入による売上高は2億20百万円（前年同期は2億13百万円）、営業利益は2億14百万円（前年同期比4.2%増）となりました。

部門別の売上高

(単位：百万円)

区 分	前期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		当期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		前 期 比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
食品(酒類・飲料含む)	73,249	67.3%	72,017	65.5%	—
業 務 用 商 品	14,733	13.5%	16,417	15.0%	—
飼 料 ・ 畜 産	12,400	11.4%	13,434	12.2%	—
米 穀	7,222	6.6%	6,576	6.0%	—
商 事 部 門 計	107,605	98.8%	108,447	98.7%	—
ホ テ ル 部 門	1,034	1.0%	1,229	1.1%	—
不 動 産 部 門	213	0.2%	220	0.2%	—
合 計	108,853	100.0%	109,897	100.0%	—

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 不動産部門の売上高は賃貸料収入であります。

3. 収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、前年同期比は記載しておりません。なお、当該変更により、商事部門の売上高は31億4百万円、ホテル部門の売上高は1億52百万円減少しております。

4. 収益認識会計基準等適用前の部門別の売上高は下表の通りとなります。

部門別の売上高(収益認識会計基準適用前)

(単位：百万円)

区 分	前期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		当期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		前 期 比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
食品(酒類・飲料含む)	73,249	67.3%	74,946	66.2%	102.3%
業 務 用 商 品	14,733	13.5%	16,519	14.6%	112.1%
飼 料 ・ 畜 産	12,400	11.4%	13,435	11.9%	108.3%
米 穀	7,222	6.6%	6,651	5.9%	92.1%
商 事 部 門 計	107,605	98.8%	111,552	98.6%	103.7%
ホ テ ル 部 門	1,034	1.0%	1,382	1.2%	133.6%
不 動 産 部 門	213	0.2%	220	0.2%	102.9%
合 計	108,853	100.0%	113,154	100.0%	104.0%

(2) 資金調達状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資等の総額はリースを含めて1億15百万円であります。主な内容は、営業車の購入、照明工事に伴う設備投資などであります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動制限が緩和され、景気回復の持ち直しの動きがあるものの、引き続き先行きが不透明な状況で推移すると思われま

す。食品流通業界におきましても、将来への不安感、物価上昇を始めとする生活環境の動向、人口減少・少子高齢化などの影響を受け、消費者の節約志向は継続するものと思われま

す。また、ビジネスホテル業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた需要も徐々に回復しておりますが、今後の感染者数の動向など不確実な要素もあり、十分な回復には暫く時間を要するものと思われま

す。このような状況のなかで当社グループは、商事部門では、加工食品、低温食品、酒類、業務用商品、飼料畜産、米穀のフルライン体制の強みを生かすなかで、商品供給を的確に行うとともに、物流業務の効率化を図ってまいります。また、食品の品質に対する消費者意識が高まるなか、より安全・安心な商品の取扱いを進めてまいります。

ホテル部門では、快適で魅力ある客室の提供並びにクオリティの高いサービスの提供に努め、集客力回復の取組みを継続してまいります。

不動産部門では、旧パールプラザ跡地などの収益化を図り、安定的な収益確保に取組んでまいります。

これら各部門の取組みに加え、財務体質の強化を図り、一段と厳しさを増す経営環境に耐える強固な企業体制を構築してまいります。

また、当社グループでは引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務や時差出勤及びオンラインツールの活用など、感染拡大の抑止活動を継続してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 48 期	第 49 期	第 50 期	第 51 期
	(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	108,581	109,862	108,853	109,897
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する (百万円) 当期純損失 (△)	1,167	676	△277	2,336
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	259.86	150.50	△61.72	519.95
総 資 産 (百万円)	54,312	53,596	53,294	56,694
純 資 産 (百万円)	30,753	30,652	30,750	32,305

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第51期の期首から適用しており、第51期に係る売上高については、当該会計基準を適用した後の数値になっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ユアサファナショク・リカー株式会社	52百万円	100.0%	酒類卸売業
株式会社ニュー・ノザワ・フーズ	50	100.0	米穀卸売業
ワイ・エフ物流株式会社	25	100.0	運送業
ワイ・エフ石油株式会社	25	100.0	揮発油販売業
ホテルサンライト株式会社	10	100.0	ビジネスホテル業
ワイケイフーズ株式会社	40	62.5	食品卸売業
太陽商事株式会社	180	57.5	酒類卸売業
東京太陽株式会社	30	57.5	飼料卸売業

(注) 東京太陽株式会社は、太陽商事株式会社の100%子会社であります。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 な 事 業 内 容
商 事 部 門	食品(酒類・飲料含む)、業務用商品、飼料・畜産、米穀の販売
ホ テ ル 部 門	ビジネスホテル、飲食店の経営
不 動 産 部 門	不動産の賃貸

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

地 域 及 び 営 業 所 数	名 称 及 び 所 在 地	
営 業 所	千 葉 県(4店)	本 社(船 橋 市)、千 葉 支 店(八 街 市) 旭 支 店(旭 市)、松 戸 支 店(流 山 市)
	東 京 都(6店)	東 京 支 店(墨 田 区)、パ ー ル ホ テ ル 両 国(墨 田 区) パ ー ル ホ テ ル 茅 場 町(中 央 区)、パ ー ル ホ テ ル 葛 西(江 戸 川 区) パ ー ル ホ テ ル 八 重 洲(中 央 区)、パ ー ル ホ テ ル 新 宿 曙 橋(新 宿 区)
	埼 玉 県(2店)	埼 玉 支 店(熊 谷 市)、草 加 物 流 セ ン タ ー(草 加 市)
	神 奈 川 県(3店)	横 浜 支 店(横 浜 市)、パ ー ル ホ テ ル 溝 ノ 口(川 崎 市) パ ー ル ホ テ ル 川 崎(川 崎 市)
	群 馬 県(1店)	パ ー ル ホ テ ル 太 田(太 田 市)
	兵 庫 県(1店)	関 西 支 店(神 戸 市)
工 場	千 葉 県(1工場)	高 瀬 精 米 工 場(船 橋 市)

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ユアサフナシヨク・リカー株式会社	千 葉 県 市 川 市
株式会社ニュー・ノザワ・フーズ	東 京 都 東 村 山 市
ワイ・エフ物流株式会社	千 葉 県 八 街 市
ワイ・エフ石油株式会社	千 葉 県 船 橋 市
ホテルサンライト株式会社	東 京 都 新 宿 区
ワイケイフーズ株式会社	千 葉 県 船 橋 市
太陽商事株式会社	神 奈 川 県 横 須 賀 市
東京太陽株式会社	東 京 都 中 央 区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商事部門	236 (199) 名	7名減 (10名減)
ホテル部門	95 (74)	2名減 (2名増)
管理部門	29 (-)	- (-)
合計	360 (273)	9名減 (8名減)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、月間158時間換算による臨時従業員は () 内に外数で記載しております。

2. 不動産部門は、各部門の従業員が兼務しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
250名	7名減	42.11歳	18.03年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役及び月間158時間換算による臨時従業員104名(前期末比2名増)は含まれておりません。また、出向者を除いております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	500百万円
株式会社千葉興業銀行	300
株式会社常陽銀行	100

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,850,000株
(2) 発行済株式の総数 4,493,410株 (自己株式404,313株を除く。)
(3) 株主数 2,385名 (前期末比92名減)
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
光 通 信 株 式 会 社	425千株	9.4%
昭 和 産 業 株 式 会 社	334	7.4
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	244	5.4
株 式 会 社 榎 本 武 平 商 店	240	5.3
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 B O F A 証 券 株 式 会 社)	228	5.0
株 式 会 社 千 葉 銀 行	223	4.9
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	223	4.9
双 日 食 料 株 式 会 社	211	4.6
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	149	3.3
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	145	3.2

- (注) 1. 当社は、自己株式404千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	諸 澤 隆 芳	
代表取締役社長	山 田 共 之	
常 務 取 締 役	白 鳥 剛	業務用商品本部長、開発室長、飼料畜産本部担当
常 務 取 締 役	奥 田 良 三	食品本部長
常 務 取 締 役	高 橋 隆 夫	東京支店長
取 締 役	和 氣 満 美 子	弁護士
取 締 役	林 伸 二	米穀本部長、低温食品本部担当
取 締 役	足 立 政 治	公認会計士、株式会社カオナビ社外監査役、 コーユーレンティア株式会社社外監査役
取 締 役	石 橋 宏	管理本部長、経営企画室長、総務部長
常 勤 監 査 役	内 藤 修	
監 査 役	木 原 新 二	ちばぎんディシーカード株式会社代表取締役会長
監 査 役	田 仲 直 樹	千葉総合リース株式会社監査役

- (注) 1. 取締役和氣満美子氏、足立政治氏は、社外取締役であります。
2. 監査役木原新二氏、田仲直樹氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役和氣満美子氏、足立政治氏を株式会社東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役足立政治氏は、公認会計士としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2022年4月1日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更いたしました。
取 締 役 石 橋 宏 管理本部長、経営企画室長
6. 当社は、当社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております（職務執行の適正性を保つための免責額の定めあり）。なお、当該保険の保険料は全額を会社が負担しております。当該保険の契約期間は1年間で、当該期間満了前に取締役会において決議の上、更新する予定であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支払人員	支払額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2)	130百万円 (10)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	11 (5)
合 計	13	141

- (注) 1. 使用人兼務取締役の支給額には、使用人分給与(賞与含む。)15百万円は含まれておりません。
2. 2008年6月27日の第37回定時株主総会において、取締役の報酬額は、8名に対し年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬額は、4名に対し年額36百万円以内とすることが決議されています。
3. 当社は、2008年6月27日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、報酬委員会へ諮問し答申を受けたうえで取締役会で決議しており、内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
- (ア) 株主総会決議で、取締役全員の報酬等の総額の上限を定め、その総額の上限枠内で、個人別の報酬等の内容の決定を取締役に一任しております。
 - (イ) 6月の株主総会後の取締役会で、当期間(同年7月分から翌年6月分まで)の取締役の個別の報酬の具体的金額等について、報酬委員会において決定する旨の決議をいたします。
 - (ウ) 報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の額について、当期間(同年7月分から翌年6月分まで)の取締役の個人別の地位、担当及び重要な兼職等を考慮することとしております。
 - (エ) 取締役の報酬等は、固定の金銭報酬のみとしております。
 - (オ) 現段階では、業績連動報酬等、非金銭報酬等、会社法施行規則第98条の5第1号の報酬等の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定は採用しないことといたします。

- ② 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針
- (7) 時期の決定は、6月の株主総会後の取締役会にて当期間(同年7月分から翌年6月分まで)分を行います。
- (1) 報酬等を与える時期は毎月25日とし、原則として年額を12等分した金額を与えます。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容における決定の委任に関する事項
- 報酬水準の妥当性及び評価の透明性を確保する観点から、半数を社外取締役が占める報酬委員会に委任しております。
- (7) 当該委任を受ける者の氏名並びに当該株式会社における地位及び担当
報酬委員会は、代表取締役会長（諸澤隆芳）、代表取締役社長（山田共之）、社外取締役2名（和氣満美子、足立政治）で構成することとしております。
- (1) 委任する権限の内容
取締役の個人別の報酬等の額の決定
- (ウ) 権限が適切に行使されるようにするための措置の内容は、報酬委員会において、取締役の個人別の地位、担当及び重要な兼職等を考慮するという基準を設けた上で協議して決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	足 立 政 治	株式会社カオナビ社外監査役、 コーユーレンティア株式会社社外監査役
監 査 役	木 原 新 二	ちばぎんディーカード株式会社代表取締役会長
監 査 役	田 仲 直 樹	千葉総合リース株式会社監査役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	和氣 満美子	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、弁護士としての専門的立場から監督、適宜助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
取締役	足立 政治	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割及び責務を果たしております。
監査役	木原 新二	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち12回に、監査役会12回のうち12回のすべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営者としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行っております。
監査役	田 仲 直 樹	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち12回に、監査役会12回のうち12回のすべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営者や他社監査役としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反するなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査役会は会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 取締役は法令遵守、企業倫理を念頭に置き、コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて、職務を執行する。

(イ) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役に報告する。

- (ウ) 社外監査役による客観的な視点からのアドバイスを通じて、取締役会は適正な判断を行う。
- (I) 取締役は、他の取締役の法令または定款違反の行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役会、コンプライアンス委員会に報告する等体制を強化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、協議書その他の業務の執行状況を示す主要な文書の取扱いに関しては、文書管理規程に従い保存管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 事業活動における様々なリスクを想定したリスク管理規程を整備し、取締役及び使用人に各リスク認識を周知徹底し、リスク発生の未然防止に努める。
- (イ) 大規模な事故や災害等、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応をとり、損害の拡大を抑え、正常な状態への回復に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を毎月1回開催し、担当取締役より業務執行に関する報告を受け、重要事項を審議するとともに、役付取締役で構成される常務会、役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を原則毎月2回開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図る体制をとる。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (ア) コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて職務を遂行する。
- (イ) 公益通報者保護法に基づいた内部通報制度を制定し、万一コンプライアンス違反があった場合は誰でも報告できる体制を作る。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
独立した事業会社として自主性を尊重するものの企業集団としての業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、子会社は子会社協議・報告基準に基づいて当社へ協議・報告する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、速やかに対応し、補助担当者を充当する。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助担当者は監査役がその職務を補助する業務については、取締役の指揮命令系統から外れ、独立性を保つ。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役は取締役会にて、常勤監査役に報告し、常勤監査役は監査役会でその他の監査役に報告する。その他必要に応じ、随時、取締役は常勤監査役に報告し、常勤監査役はその他の監査役に報告する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求め、調査を要請できるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備、運用につき継続的な確認をしております。

当事業年度の開始時には、子会社を含む全部門の幹部社員で構成する合同幹部会を開催し、経営方針、経営課題、経営目標等を説明し、全役職員の認識の統一を図っております。

期中においては、コンプライアンス委員会を2回開催し、また、コンプライアンス点検シートによる法令順守の実施状況の確認を行っております。

リスク発生の未然防止については、リスク管理委員会を2回開催しリスク発生可能性の検証を行っております。また、当社グループの製品表示が適正に行われていることの確認のため、品質表示管理委員会を毎月2回開催し確認を行っております。

事業年度を通して、監査室による内部統制の整備・運用状況の評価を行い、是正が必要な重大な事項がないことを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株式市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付けまたはこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて判断されるべきものと考えております。ただし、当社は株主共同の利益確保と企業価値の毀損防止の観点から、大規模買付行為を行う者については、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としての是非を適切に判断する必要があると考えております。

(2) 不適切な支配防止のための取組み

当社は、引き続き中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資 産 の 部>		<負 債 の 部>	
流 動 資 産	31,759	流 動 負 債	23,018
現金及び預金	11,590	支払手形及び買掛金	18,353
受取手形	452	短期借入金	1,999
売掛金	13,974	未払法人税等	1,127
商品及び製品	1,653	賞与引当金	58
仕掛品	24	その他	1,479
原材料及び貯蔵品	287	固 定 負 債	1,370
未収入金	3,754	長期借入金	23
その他	54	退職給付に係る負債	639
貸倒引当金	△31	長期未払金	24
固 定 資 産	24,934	役員退職慰労引当金	10
(有形固定資産)	(13,653)	その他	671
建物及び構築物	2,547	負 債 合 計	24,388
機械装置及び運搬具	258	<純 資 産 の 部>	
土地	10,651	株 主 資 本	29,282
その他	195	資本金	5,599
(無形固定資産)	(129)	資本剰余金	5,588
ソフトウェア	62	利益剰余金	18,971
その他	67	自己株式	△876
(投資その他の資産)	(11,151)	その他の包括利益累計額	2,624
投資有価証券	8,460	その他有価証券評価差額金	2,611
差入保証金	2,326	退職給付に係る調整累計額	13
繰延税金資産	80	非 支 配 株 主 持 分	397
その他	493	純 資 産 合 計	32,305
貸倒引当金	△209	負 債 ・ 純 資 産 合 計	56,694
資 産 合 計	56,694		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	109,897
売上原価	102,932
売上総利益	6,965
販売費及び一般管理費	6,311
営業利益	653
営業外収益	385
受取利息	18
受取配当金	203
持分法による投資利益	17
助成金の収入	75
その他	69
営業外費用	18
支払利息	14
その他	4
経常利益	1,020
特別利益	2,389
投資有価証券売却益	35
固定資産売却益	2,354
特別損失	9
固定資産処分損	7
環境対策費	2
税金等調整前当期純利益	3,400
法人税、住民税及び事業税	1,089
法人税等調整額	△23
法人税等合計	1,065
当期純利益	2,334
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,336

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,599	5,588	16,860	△876	27,171
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△224		△224
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,336		2,336
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,111	△0	2,111
当 期 末 残 高	5,599	5,588	18,971	△876	29,282

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,113	63	3,177	402	30,750
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△224
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					2,336
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△502	△50	△552	△4	△556
連結会計年度中の変動額合計	△502	△50	△552	△4	1,554
当 期 末 残 高	2,611	13	2,624	397	32,305

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称
ワイ・エフ物流株式会社
ワイ・エフ石油株式会社
ユアサフナショク・リカー株式会社
株式会社ニュー・ノザワ・フーズ
太陽商事株式会社
東京太陽株式会社
ホテルサンライト株式会社
ワイケイフーズ株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ワイ・エフ・エージェンシー株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社3社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも小規模であり、かつ全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・会社等の名称 日本畜産振興株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 ワイ・エフ・エージェンシー株式会社
- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社3社については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

日本畜産振興株式会社の決算日は6月30日ですが、12月31日にて仮決算を行っております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社太陽商事株式会社の決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成に当たっては決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品 月別移動平均法による原価法

・原材料・仕掛品 月別移動平均法による原価法

・貯蔵品 最終仕入原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、精米工場の建物・構築物・機械装置、ホテル部門の建物・構築物及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法によって、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込相当額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末要支給額に基づき役員退職慰労引当金を計上しております。

(5) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(6) 収益及び費用の計上基準

商事部門においては、小売業等に対して、加工食品、低温食品、酒類、業務用商品、飼料畜産、米穀等を販売しております。これらの収益は、商品を顧客に引渡し時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね3カ月以内に受領しております。

ホテル部門においては、客室等を提供しております。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、サービスを提供した時点を中心に、概ね2カ月以内に受領しております。

(7) のれんの償却額に関する事項

のれんは15年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、連結計算書類において従来、販売費及び一般管理費として計上していた販売手数料やセンターフィー等を、当連結会計年度の期首から顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」として「その他」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が3,257百万円、売上原価が67百万円、販売費及び一般管理費が3,189百万円それぞれ減少したことにより売上総利益が3,189百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

1株当たり情報に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
ホテル部門の資産グループ（帳簿価額合計7,494百万円）については、減損の兆候が認められないため、あるいは事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

有形固定資産	7,452百万円
無形固定資産	41百万円
計	7,494百万円

- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
当社グループは、事業用資産については各事業拠点単位で、賃貸用資産及び遊休資産については、各物件単位で、資産のグルーピングを行っています。
土地・建物等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。
当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績等を基礎としておりますが、安定した営業収益の計上、主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 流動負債のその他に含まれる契約負債の額	5百万円
(2) 担保に供している資産	
定期預金	40百万円
建物及び構築物	90百万円
土地	888百万円
投資有価証券	1,975百万円
計	2,994百万円
(3) 担保対象負債	
支払手形及び買掛金	4,192百万円
短期借入金	100百万円
その他固定負債	10百万円
計	4,302百万円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	11,385百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,897千株	-千株	-千株	4,897千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年6月29日開催の第50回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 224百万円
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 2022年6月29日開催の第51回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 314百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 70円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また銀行等金融機関からの借入により資金調達を行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	7,757	7,757	－

(※1)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)非上場株式703百万円は、市場価格のない株式であるため、(1)投資有価証券には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
上場株式	7,633	－	－	7,633
社債	－	100	－	100
資産計	7,633	100	－	7,733

※投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は23百万円であります。

- ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県その他の地域において、商業施設などの賃貸等不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,621	4,920

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	商事部門	ホテル部門	不動産部門	計	
食品（酒類・飲料含む）	72,017	－	－	72,017	72,017
業務用商品	16,417	－	－	16,417	16,417
米穀	6,576	－	－	6,576	6,576
飼料・畜産	13,434	－	－	13,434	13,434
その他	－	1,229	－	1,229	1,229
顧客との契約から生じる収益	108,447	1,229	－	109,677	109,677
その他の収益	－	－	220	220	220
外部顧客への売上高	108,447	1,229	220	109,897	109,897

(2) 収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 7,100円93銭
(2) 1株当たり当期純利益 519円95銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資 産 の 部>		<負 債 の 部>	
流 動 資 産	30,297	流 動 負 債	20,617
現金及び預金	10,930	支払手形	167
受取手形	447	買掛金	16,926
売掛金	12,820	短期借入金	950
商品及び製品	1,411	未払金	885
仕掛品	19	未払法人税等	1,107
原材料及び貯蔵品	91	未払費用	52
前払費用	28	預り保証金	249
未収入金	3,675	預り金	143
短期貸付金	902	賞与引当金	49
その他の流動資産	0	その他の流動負債	85
貸倒引当金	△29	固 定 負 債	1,484
固 定 資 産	23,413	長期預り保証金	44
(有形固定資産)	(11,582)	退職給付引当金	593
建物	2,060	長期未払金	24
構築物	24	繰上債	50
機械装置	133	繰延税金負債	770
車輜運搬具	52	負 債 合 計	22,102
什器備品	146	<純 資 産 の 部>	
土地	9,153	株 主 資 本	29,002
建設仮勘定	11	資本金	5,599
(無形固定資産)	(94)	資本剰余金	5,576
ソフトウェア	55	資本準備金	5,576
その他の無形固定資産	39	その他資本剰余金	0
(投資その他の資産)	(11,736)	利 益 剰 余 金	18,703
投資有価証券	8,080	利益準備金	866
関係会社株	2,009	その他利益剰余金	17,837
投資損失引当金	△252	固定資産圧縮積立金	253
長期貸付金	206	別途積立金	12,148
差入保証金	1,640	繰越利益剰余金	5,436
退職給与引当保険掛金	49	自 己 株 式	△876
破産更生債権等	83	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,606
その他の投資	127	その他有価証券評価差額金	2,606
貸倒引当金	△209	純 資 産 合 計	31,608
資 産 合 計	53,710	負 債 ・ 純 資 産 合 計	53,710

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	96,992
売上原価	91,277
売上総利益	5,715
販売費及び一般管理費	5,130
営業利益	584
営業外収益	385
営業外費用	10
経常利益	959
特別利益	2,396
投資有価証券売却益	35
固定資産売却益	2,354
投資損失引当金戻入額	7
特別損失	9
固定資産処分損	6
環境対策費	2
税引前当期純利益	3,347
法人税、住民税及び事業税	1,064
法人税等調整額	△22
法人税等合計	1,041
当期純利益	2,306

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,599	5,576	0	5,576	866	254	12,148	3,353	16,621
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△224	△224
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	－
当期純利益								2,306	2,306
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△0	－	2,082	2,082
当期末残高	5,599	5,576	0	5,576	866	253	12,148	5,436	18,703

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△876	26,921	3,107	3,107	30,028
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△224			△224
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		2,306			2,306
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△500	△500	△500
事業年度中の変動額合計	△0	2,081	△500	△500	1,580
当期末残高	△876	29,002	2,606	2,606	31,608

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--|--|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
・市場価格のない株式等
以外のもの
・市場価格のない株式等 | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・商品及び製品
・原材料・仕掛品
・貯蔵品 | 月別移動平均法による原価法
月別移動平均法による原価法
最終仕入原価法
貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価切下げの方法により算定しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---|---|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法。ただし、精米工場の建物・構築物・機械装置、ホテル部門の建物・構築物及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く）
・自社利用のソフトウェア

・その他の無形固定資産 | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
定額法によっております。 |
| ③ リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法によって、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 投資損失引当金 | 子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して実質価額の低下額を計上しております。 |
| ③ 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、当社所定の計算方法による支払見込相当額を計上しております。 |

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度より費用処理しております。また、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商事部門においては、小売業等に対して、加工食品、低温食品、業務用商品、飼料畜産、米穀等を販売しております。これらの収益は、商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね3カ月以内に受領しております。ホテル部門においては、客室等を提供しております。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、サービスを提供した時点を中心に、概ね2カ月以内に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、計算書類において従来、販売費及び一般管理費として計上していた販売手数料やセンターフィー等を、当事業年度の期首から顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」として「その他の流動負債」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高が3,093百万円、売上原価が67百万円、販売費及び一般管理費が3,025百万円それぞれ減少したことにより売上総利益が3,025百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

1株当たり情報に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

ホテル部門の資産グループ（帳簿価額合計5,958百万円）については、減損の兆候が認められないため、あるいは事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

有形固定資産	5,920百万円
無形固定資産	37百万円
計	5,958百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、事業用資産については各事業拠点単位で、賃貸用資産及び遊休資産については、各物件単位で、資産のグルーピングを行っています。

土地・建物等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績等を基礎としておりますが、安定した営業収益の計上、主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 流動負債のその他の流動負債に含まれる
契約負債の額 5百万円

(2) 担保に供している資産

定期預金	10百万円
建物	61百万円
土地	414百万円
投資有価証券	1,423百万円
計	1,910百万円

(3) 担保対象負債

支払手形	123百万円
買掛金	3,250百万円
長期預り保証金	10百万円
計	3,383百万円

また、上記のうち、建物8百万円及び土地382百万円は、ユアサフナシヨク・リカー(株)の取引保証のため担保に供しております。

なお、上記の他に、投資有価証券536百万円をユアサフナシヨク・リカー(株)の取引保証のため担保に供しております。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 8,845百万円

(5) 偶発債務

① 銀行借入に対する保証

ユアサフナシヨク・リカー(株)	150百万円
(株)ニュー・ノザワ・フーズ	350百万円
太陽商事(株)	350百万円
計	850百万円

② 商品売買取引に対する保証

ユアサフナシヨク・リカー(株)	776百万円
-----------------	--------

(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	1,109百万円
② 短期金銭債務	165百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	3,786百万円
② 仕入高等	1,033百万円
③ 営業取引以外の取引高	49百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	404千株	0千株	-千株	404千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	72百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	311百万円
減損損失	129百万円
未払事業税	62百万円
その他	222百万円
繰延税金資産小計	798百万円
評価性引当額	△237百万円
繰延税金資産合計	560百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△110百万円
退職給付信託設定益	△76百万円
その他有価証券評価差額金	△1,143百万円
繰延税金負債合計	△1,330百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△770百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ユアサフナ ショク・リ カー(株)	52	酒 類 等 卸 売 業	所有 直接 100	債務保証 役員の兼任	債務保証(注1) 保証料の受入 商品売買取引に 対する債務保証 に係る土地・建 物・有価証券の 担保提供(注2)	926 0 728	—	—
子会社	(株)ニュー・ ノザワ・ フーズ	50	米 穀 類 卸 売 業	所有 直接 100	債務保証 役員の兼任	債務保証(注3) 保証料の受入 資金の貸付(注4) 受取利息	350 0 — 8	短期 貸付金	— — 530 —
子会社	太陽商事(株)	180	酒 類 等 卸 売 業	所有 直接 57.53	債務保証 役員の兼任	債務保証(注5) 保証料の受入	350 0	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) ユアサフナショク・リカー(株)の銀行借入及び商品売買取引に対する債務保証であり、主に年利0.2%の保証料を受領しております。
- (注2) ユアサフナショク・リカー(株)の商品売買取引に対して、当社の土地・建物・投資有価証券の担保提供を行っており、取引金額は、この保証を受けている債務の残高を記載しております。
- (注3) (株)ニュー・ノザワ・フーズの銀行借入及び商品売買取引に対する債務保証であり、主に年利0.2%の保証料を受領しております。
- (注4) 貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。
- (注5) 太陽商事(株)の銀行借入に対する債務保証であり、年利の0.25%の保証料を受領しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 7,034円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 513円35銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

ユアサ・フナシヨク株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 野 口 哲 生
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 原 伸 夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユアサ・フナシヨク株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユアサ・フナシヨク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

ユアサ・フナシヨク株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 野 口 哲 生
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 原 伸 夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユアサ・フナシヨク株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

ユアサ・フナショク株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 内 藤 修 ㊟

社 外 監 査 役 木 原 新 二 ㊟

社 外 監 査 役 田 仲 直 樹 ㊟

以上

株主総会会場のご案内

【会場】 千葉県船橋市本町1丁目10番10号
船橋商工会議所会館6階（大ホール）
（電話）047-432-0211



【最寄駅】 京成船橋駅・JR 船橋駅・東武船橋駅

※駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。